

一般競争入札実施に関する公告

下記の件名に係る一般競争入札の参加申込み方法について、次のとおり公告します。

平成 29 年 1 月 27 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長

山口 宏之

1 競争入札に関する事項

件名 平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託
委託内容 仕様書等による

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、次の資格のすべてに該当すること
 - ・参加地域：「九州・沖縄地域」
 - ・資格の種類：「役務の提供等」
 - ・営業品目：「建物管理等各種保守管理」
 - ・等級：「B」、「C」、「D」
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
- (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なった者ではないこと。
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (7) 平成29年1月末日現在で、過去3年間以内に点検業務を元請し、消防設備の保守点検業務の実績を証明できる者であること。
- (8) 配置予定点検整備士は、消防設備士または消防設備点検資格者の資格を有する者であること。
- (9) 配置予定点検整備士は、機器障害発生時における当方からの緊急連絡に対し、その官署に90分以内で到着できること。
また、緊急時の対応として、年間365日を通し24時間体制での対応が可能なこと。
- (10) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（加入義務がないものは除く。）。

3 電子入札システムの利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達【GEPS】（<https://www.geps.go.jp/>））により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官へ書面による申し出の上、紙入札方式（以下「紙入札」という。）で参加することができる。

4 代理人をもって入札する場合

委任状が必要（未提出業者のみ）であり、入札参加申込書提出期限までには当局へ提出すること。

5 入札関係書類

- (1) 配付方法 福岡労働局ホームページからダウンロードが可能。
- (2) 配布期間 本公告の日から 平成29年2月16日(木) まで。
- (3) 一般競争入札参加申請書
 - ① 紙入札の場合の提出 郵送（配達記録が残るもの）又は持参により下記11に提出すること。
 - ② 提出期限 平成29年2月16日(木) 午前11時00分まで
 - ③ その他 提出期限までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。
- (4) 入札書
 - ① 紙入札の場合の提出 『入札書』及び『入札金額内訳書』を封筒に封入封印し、提出は、郵送（配達記録が残るもの）又は持参により下記11に提出すること。
※『入札金額内訳書』は、『入札書』及び『入札金額内訳書』をホッチキス留め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割り印を押印した上で封入すること。
 - ② 提出期限 平成29年2月17日(金) 午前10時00分まで
 - ③ その他 提出期限までに提出場所へ到達しなかった場合は無効とする。

6 競争執行の日時及び場所

- (1) 開札実施年月日時刻 平成29年2月17日(金) 午前10時30分から
- (2) 開札実施場所 福岡労働局 労働第2会議室（福岡合同庁舎新館5階）

7 入札保証金に関する事項

免除

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 契約書作成の要否

要

10 入札の無効

必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 入札関係書類に関する問合せ先

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館5階
福岡労働局総務部総務課会計第四係 担当：前田
TEL：092-411-4747 FAX：092-473-0736

12 その他

入札参加者は仕様書及び同時に配布する入札説明書等を熟読し、内容承認のうえ参加すること。

入札説明書

- 1 件 名：平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託
- 2 委託内容等：「消防用設備の点検及び保守業務委託 仕様書」 のとおり
- 3 契約期間等：平成29年4月1日(土) から 平成30年3月31日(土) まで
- 4 契約履行場所：「共通仕様書」、「消防用設備の点検及び保守業務委託仕様書」及び「対象官署一覧」 のとおり。
- 5 入札について

- (1) 本入札は電子入札システムにより執行する。但し、特段の事情がある者は、書面による申請のうえ、紙入札方式（以下「紙入札」という。）によって参加することができる。
- (2) 入札にあたっては全ての関係書類を熟読のうえ、入札書を提出すること。
入札への参加にあたっては、所定の書類を決められた日時までに提出しなければならない。
本入札で提出しなければならない書類については、下記6、7及び別添『提出書類についてのご案内』を参照すること。
- (3) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合に予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2の規定を適用する。
ただし、予定価格と最低入札価格との差が大きい場合はこの限りではない。

6 一般競争入札参加申込書の提出について

(1) 提出期限

平成29年2月16日(木) 午前11時00分まで

(2) 提出場所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館5階
福岡労働局総務部総務課会計第四係
TEL：092-411-4747 FAX：092-473-0736

(3) 提出書類及び方法

① 共通事項

福岡労働局ホームページから当該「入札説明書」等をダウンロードした場合は、事前に必ず別添『入札関係書類受領書』を提出すること。(FAXによる提出可。)

② 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札参加申込書(電子入札・紙入札共通) ※ 押印のないものは無効とする。 ・一般競争参加資格審査結果通知書(写) ・誓約書 ・役員一覧又は法人登記簿謄本(法人のみ) 	<p>スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・委任状(電子・紙入札者共通) ※ 該当者のみ(「入札説明書」を参照。) ・消防設備の保守点検業務実績を証明できる書類(写) ※参加資格に関する事項の(7)に関するもの ・配置予定技術者(消防設備士又は消防設備点検資格者)の資格を証明する書類 ※参加資格に関する事項の(8)に関するもの ・営業所等の拠点所在地一覧及び点検対象官署までの到達所要時間一覧 ※参加資格に関する事項の(9)に関するもの 	<p>持参若しくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること ※電子入札システムに添付できる容量を超える可能性があるため、紙媒体により提出すること。</p>

③ 紙入札による場合

提出書類	提出方法
<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札参加申込書(電子入札・紙入札共通) ※ 押印のないものは無効とする。 ・一般競争参加資格審査結果通知書(写) ・誓約書 ・役員一覧又は法人登記簿謄本(法人のみ) ・委任状(電子・紙入札者共通) ※ 該当者のみ(「入札説明書」を参照。) ・消防設備の保守点検業務実績を証明できる書類(写) ※参加資格に関する事項の(7)に関するもの ・配置予定技術者(消防設備士又は消防設備点検資格者)の資格を証明する書類 ※参加資格に関する事項の(8)に関するもの ・営業所等の拠点所在地一覧及び点検対象官署までの到達所要時間一覧 ※参加資格に関する事項の(9)に関するもの ・紙入札方式による参加にかかる理由書 	<p>持参若しくは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること</p>

- ④ その他
上記②、③の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

7 入札書等の提出について

(1) 共通事項

- ① 入札書に記載する金額は、当該仕様書の内容を全て履行するにあたって必要となる諸費用の全てとする。
② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするため、課税業者か免税業者かに関わらず、見積した金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載する額とすること。

(2) 電子入札による参加業者

- ① 下記(4)に記載する入札書提出期限までに提出すること。
② 何らかの不都合により送信ができない場合には、上記期限までに会計第四係に必ず連絡すること。連絡のない場合には、入札を辞退したものと取り扱う。
③ 提出期限までに到達しなかった場合は無効とする。
④ 入札書の内容は訂正することはできない。また、入札者氏名に押印なきものは失格とする。

(3) 紙入札方式による参加業者（紙入札業者）

- ① 下記(4)に記載する入札書提出期限までに提出すること。
② 封筒には、入札書及び入札金額内訳書以外のものを入れないこと。
③ 提出は、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参とする。
④ 提出期限までに到達しなかった場合は無効とする。
⑤ 入札書の内容は訂正することはできない。また、入札者氏名に押印なきものは失格とする。
⑥ 下記(6)の②にも留意すること。

(4) 提出期限

平成29年2月17日(金) 午前10時00分まで

(5) 提出場所

上記6(2)と同じ。

(6) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札書 ※ 書面による提出不要 ・入札金額内訳書	スキャナ等により電子データ化した「入札金額内訳書」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
・入札書 ・入札金額内訳書	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※ 入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札[入札件名]」と記入すること。

※ 入札金額内訳書は、「入札書」と「入札金額内訳書」を、ホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

8 入札書の提出等に係る委任状について

- (1) 代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添『委任状（電子入札・紙入札共通）』（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。
また、委任期間については、入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。
なお、代理人が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
(2) 入札参加資格の有効期限内において、初めての代理人が入札書の提出等を行う場合には、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。
(3) 委任状には、代表者印及び代理人の印を押印しておかなければならない。
(4) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。
(5) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
(6) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

9 競争執行の日時及び場所

(1) 開札日時

平成29年2月17日(金) 午前10時30分から

(2) 開札場所

福岡労働局労働第2会議室（福岡合同庁舎新館5階）

10 入札及び契約保証金 免除

11 落札者の決定について

- (1) 入札した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2) 開札を実施し、各人の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、速やかに（再入札決定から2日以内）に再入札を行なう。
(3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定する。
(4) 落札者及び落札金額は落札業者決定後、参加者に電子入札システムもしくはFAXにて通知する。

12 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

13 契約書作成の要否 「要」

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

14 入札した者は、入札後、この説明書及び仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15 入札結果（契約情報）の公表について

一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約（落札）業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

(参考) 予算決算及び会計令

第2節 一般競争契約

- 第1款 一般競争参加者の資格 (第70条～第73条)
- 第2款 公告及び競争 (第74条～第82条)
- 第3款 落札者の決定等 (第83条～第93条)

第1款 一般競争参加の資格

(一般競争入札に参加させることができない者)

第70条

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。《改正》平12政037

※ なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第71条

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 1 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - 2 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - 3 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - 4 監督又は検査の実施にあたり職員の職務執行を妨げた者。
 - 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - 6 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

● 厚生労働省所管会計事務取扱規程

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準)

第22条

厚生労働省所管に係る請負契約(予定価格が1千万円を超えるものに限る。)についての予決令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が契約毎に、工事の請負契約にあっては10分の7から10分の9の範囲内で契約担当官等の定める割合を、製造その他の請負契約にあっては10分の6を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

【一般競争入札参加予定の事業者へ】

提出書類についてのご案内

入札に参加する場合は、ダウンロードした書類のうち、以下の書類を提出して下さい。
「1 電子入札で参加する場合」と「2 紙入札で参加する場合」とでは、提出を要する書類が異なりますので、下記の案内をご確認のうえご必要書類をご提出下さい。

また、『入札関係書類受領書』につきましては、「FAX送信票」にしておりますので、ダウンロードしましたら、必要事項を記入し、事前に必ず福岡労働局の担当者宛（FAX:092-473-0736）にFAX送信して下さい。（万一、仕様内容に変更等が生じた場合には、各業者様宛に連絡するために使用します。）
※下記以外にも提出が必要な書類があります。詳細は『入札説明書』等関係書類を確認願います。

1 電子入札で参加する場合

- (1) 『入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）』
- (2) 『一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札共通）』
 - ※ 電子入札システムの証明書送信時に「①WordかExcelファイルに打ち換え、PDF化したものを添付」または、「②ボールペンで記入したものをスキャナで取り込み、そのファイルを添付」して提出して下さい。
 - ※ この『一般競争入札参加申込書』には、『資格審査結果通知書（写）』のPDF化したものを添付してください。
- (3) 『誓約書』、法人の場合は『役員一覧』又は発行後3か月以内の『法人登記簿謄本』
- (4) 『委任状（電子入札・紙入札共通）』
 - ※ 提出要件につきましては、「入札説明書」の「8 入札書の提出等にかかる委任状について」を参照してください。
- (5) 『入札金額内訳書』（内容を具備していれば任意様式でも可。）
 - ※ 電子入札システムにて入札金額を送信する際にスキャナ等により電子データ（PDF）化したものを添付してください。
- (6) 『振込口座指定届』
 - ※ 受注者のみ契約締結後、速やかに提出してください。

2 紙入札で参加する場合

- (1) 『入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）』
- (2) 『一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札共通）』
 - ※ 『一般競争入札参加申込書』には、『資格審査結果通知書（写）』を添付してください。
- (3) 『誓約書』、法人の場合は『役員一覧』又は発行後3か月以内の『法人登記簿謄本』
- (4) 『紙入札方式による参加にかかる理由書』
 - ※ 『一般競争入札参加申込書』と同時に提出してください。
- (5) 『委任状（電子入札・紙入札共通）』
 - ※ 提出要件は、「入札説明書」の「8 入札書の提出等に係る委任状について」を参照してください。
- (6) 『入札書（紙入札業者用）』
- (7) 『入札金額内訳書』（内容を具備していれば任意様式でも可）
 - ※ 提出方法は、『一般競争入札実施に関する公告』及び『入札説明書』を参照してください。
- (8) 『振込口座指定届』
 - ※ 受注者のみ契約締結後、速やかに提出してください。

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

【 F A X 送 信 票 】

宛 先：福岡労働局 総務部 総務課 会計第四係 前田

F A X 番号：092-473-0736

入札件名	平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託	
参加入札方式 (いずれかに○)	電子入札システム	紙入札
受領日 (ダウンロード日)		
事業所名・部署名		
担当者名		
担当者電話番号		
担当者F A X 番号		
担当者メールアドレス (仕様書の別紙を電子メールでの送付を希望する者)	(アルファベット大/小文字、数字の違いを明確にすること。)	

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、下記F A X 番号へ必ず送信して下さい。

※ 急な仕様内容の変更等を、ダウンロードした事業者様宛にご連絡する際に使用します。

※ 初めて代理人（ICカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には、『年間委任状（電子入札業者用）』を紙媒体（押印したもの）で提出すること。

一般競争入札参加申込書（電子入札・紙入札共通）

下記の案件について、一般競争入札実施に関する公告を拝見し、競争入札に参加したく、下記により申込みいたします。

記

- 1 件名 平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - (1) 平成28・29・30年度厚生労働省競争入札参加資格(全省庁統一参加資格)における等級
「 役務の提供等(建物管理等各種保守管理) 」 () 等級
 - (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中ではない。 はい ・ いいえ
 - (4) 経営状態が著しく不健全であると認められるものではない。 はい ・ いいえ
 - (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なったものではない。 はい ・ いいえ
 - (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかったものではない。 はい ・ いいえ
 - (7) 平成29年1月末現在で、過去3年間以内に点検業務を元請し、消防設備の保守点検業務の実績がある。 はい ・ いいえ
 - (8) 配置予定点検整備士は、消防設備士または消防設備点検資格者の資格を有する者であること。 はい ・ いいえ
 - (9) 配置予定点検整備士は、機器障害発生時において、その官署に対し90分以内に到着できること。また、緊急時の対応として、年間365日を通し24時間体制での対応が可能なこと。 はい ・ いいえ
 - (10) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し該当する制度の保険料の滞納がないこと（加入義務がないものは除く。）。 はい ・ いいえ

3 入札参加業者情報

1	事業所名	
2	所在地・郵便番号	〒
3	代表者名	
4	代表者役職	
5	代表者電話番号	
6	代表者FAX番号	
7	担当者所属名称	
8	担当者名	
9	担当者所属住所等	〒
10	担当者電話番号	
11	担当者FAX番号	
12	担当者メールアドレス	

※ 1から12までの各項目は、必ず空欄のないよう記入してください。

※ 初めて代理人（ICカード取得者氏名が代表者氏名と異なる場合）にて参加する場合には『委任状（電子入札・紙入札共通）』を紙媒体（押印したもの）を本申込書に添付して提出してください。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者又は代理人の氏名

印

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名

印

紙入札方式による参加にかかる理由書

貴局発注の、下記の入札案件について、下記の理由により電子入札システムを利用しての入札に参加できないことから紙入札方式での参加を希望致します。

1 入札案件名

平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託

2 電子入札システムでの参加ができない理由

委任状（電子入札・紙入札共通）

受任者

所在地

商号又は名称

代理人氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、物品の製造・物品の販売・役務の提供等 について、下記事項の権限を委任致します。

委任期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

委任事項
(該当事項に☑)

- ・入札書について
- ・入札に関する諸願届出について
- ・契約締結について
- ・代金の請求及び受領について
- ・保証金の納付並びに還付の請求及び受領について

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

※ 代理人 I C カード取得者の企業情報登録画面を印刷したものを本紙に添付すること。

入札書（紙入札業者用）

入札金額			百万			千			円	—

※消費税及び地方消費税は含まない。

※入札内訳書の合計金額を転記すること。

※落札金額が同額の場合に実施する電子くじ用の任意の数字3桁を下欄に記載すること。空欄の場合は、連絡先電話番号の末尾3桁を電子くじ番号とします。

--	--	--

件名 平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託

福岡労働局入札説明書を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

福岡労働局総務部長 殿

所在地

商号又は名称

代表者又は代理人の氏名



※本書には「入札金額内訳書」を必ず添付し、ホッチキス止め等を行い、継ぎ目に割印のうえ提出すること。

入札金額内訳書

件名： 平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託

番号	事業場名	数量	単位	金額
1	福岡中央労働基準監督署	1	式	円
2	大牟田労働基準監督署	1	式	円
3	久留米労働基準監督署	1	式	円
4	八幡労働総合庁舎 (北九州西労働基準監督署・八幡公共職業安定所)	1	式	円
5	北九州東労働基準監督署 門司支署	1	式	円
6	田川労働基準監督署	1	式	円
7	直方労働基準監督署	1	式	円
8	行橋労働基準監督署	1	式	円
9	八女労働基準監督署	1	式	円
10	福岡東労働基準監督署	1	式	円
11	福岡中央公共職業安定所	1	式	円
12	福岡中央公共職業安定所 那の川詰所	1	式	円
13	飯塚公共職業安定所	1	式	円
14	大牟田公共職業安定所	1	式	円
15	久留米公共職業安定所	1	式	円
16	久留米公共職業安定所 大川出張所	1	式	円
17	小倉公共職業安定所	1	式	円
18	小倉公共職業安定所 門司出張所	1	式	円
19	小倉公共職業安定所 門司出張所港湾労働課	1	式	円
20	直方公共職業安定所	1	式	円
21	田川公共職業安定所	1	式	円
22	行橋公共職業安定所	1	式	円
23	行橋公共職業安定所 豊前出張所	1	式	円
24	福岡東公共職業安定所	1	式	円
25	八女公共職業安定所	1	式	円
26	朝倉公共職業安定所	1	式	円
27	福岡南公共職業安定所	1	式	円
28	福岡西公共職業安定所	1	式	円
入札金額				円

※ 上記の入札金額には、消費税及び地方消費税を含ませないこと。

所在地

商号又は名称

代表者名又は代理人名

印

【 提出方法 】

- 電子入札業者
本紙をPDF化し、入札金額提示時に電子入札システムへ登録すること。
- 紙入札業者
『入札書』と本紙をホッチキス止め等により一体化させ、継ぎ目に割印を押印し、封筒に封入すること。

質 疑 回 答 書

質疑年月日		平成 年 月 日				
件名		平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務委託				
提出先		支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長				
質疑者	名称					
	代表者氏名					
	所在地					
	担当者	氏名				
		連絡先	TEL: — —	FAX: — —		
仕 様 書	番号	質疑		回答		
回答年月日		平成 年 月 日				

官署支出官 福岡労働局長

郵便番

所在地

名称

代表者（代理人）

㊟

振込口座指定届

弊社への支払は、下記の金融機関口座に振り込み願います。

記

金融機関名	銀行 金庫	金融機関コード	
支店名		支店コード	
預金種別			
口座番号			
口座名義	フリガナ		

※ 受注者のみ提出すること。

誓約書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提出することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に順ずる行為を行う者

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員一覧

平成 年 月 日現在

役 職	氏 名	生年月日

※内容を具備していれば任意様式でも可

事業所名 _____

福岡労働局入札心得

1 趣旨

福岡労働局の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもの他、この心得に定めるものとする。

2 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、上記(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4 電子入札システム

入札説明書において「電子入札システムにより執行する」と指定されている入札は、電子調達システム（政府電子調達【GEPS】）により運用することとする。

ただし、特段の事情がある者は、書面（別添「紙入札方式による参加にかかる理由書」参照）を作成し、『一般競争入札参加申込書』等の提出期限までに提出すれば、書面による入札書の提出（以下「紙入札方式」という。）を行うことができる。

5 入札への参加

入札への参加にあたっては、入札説明書等に示す『一般競争入札参加申込書』等の所定の書類を各種提出期限までに提出しなければならない。

6 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札書等の提出

- (1) 電子入札システムによる場合
入札説明書に示す入札書提出期限までに、同システムに定める手続きに従い提出すること。入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、スキャナ等により電子データ化したものを添付すること。
- (2) 紙入札方式による場合
入札説明書に示す入札書提出期限までに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。書面による入札書は、封筒に入れ継ぎ目には封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官福岡労働局総務部長殿と記載）及び「平成〇年〇月〇日開札〔入札件名〕」と記入すること。入札説明書において「『入札金額内訳書』又は『入札書別紙』を添付する」と指定されている入札は、入札書とホッチキス止め等により一体化させたものとし、継ぎ目に割印を押印すること。

8 入札書の提出等に係る委任

- (1) 代理人により入札書の提出等を行う場合は、別添『委任状』（以下「委任状」という。）のとおり所定の様式を使用しなければならない。
また、委任期間については入札参加資格（全省庁統一資格）の有効期限を限度とする。
なお、代理人が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。
- (2) 入札参加資格の有効期限内において、初めて代理人が入札書の提出等を行う場合は、参加する案件の入札説明書に示す参加申込書等提出期限までに、持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を提出しなければならない。
- (3) 委任内容に変更が生じた場合は、速やかに持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により委任状を再度提出しなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (5) 復代理人への委任及び個別案件による委任は認めない。

9 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理

- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - ⑤ 金額を訂正した入札
 - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑦ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札
 - ⑧ 明らかに連合によると認められる入札
 - ⑨ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
 - ⑩ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
 - ⑪ 入札書の提出期限までに到着しない入札
 - ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 入札の延期等
入札参加者が連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。
- 11 開札の方法
- (1) 開札は、原則として入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うこと
 - (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
 - (3) 入札者又は代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
 - (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することはできない。
 - (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札会場を退場することができない。
 - (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再入札書の提出は、再入札決定から速やか（2営業日以内）に行い、執行回数は、2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。
- 12 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法
当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定する。
- 13 落札決定の取消し
落札決定後であつても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- 14 契約書の提出等
落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。
- 15 契約手続において使用する言語及び通貨
契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- 16 入札結果（契約情報）の公表
- (1) 電子入札システムにより執行した案件については、入札結果を落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。
 - (2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者名及び契約金額等を福岡労働局ホームページに公表する。

共通仕様書

1 工事件名

平成29年度 福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務の委託

2 契約履行場所（施工場所）

別添『消防用設備の点検及び保守業務委託 仕様書』のとおり。

3 契約期間

平成29年4月1日（土） から 平成30年3月31日（土） まで

4 仕様内容について

別添各『仕様書』のとおり。

5 仕様等に対する質疑及び回答について

- （1） 案件によっては、文章では表現しづらい部分もあるため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。
なお、質疑等は例外なくすべて『質疑回答書』によること。
- （2） 仕様書等と現況が異なる場合は現況を優先するため、原則として事前に現地確認を実施すること。
- （3） 重要な質疑等の回答については、別添『入札関係書類受領書』をFAXにて返信した業者すべてに対し、当局からFAX等により質疑の内容とその回答を通知するものとする。

6 代金の請求及び支払いについて

- （1） 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- （2） 『請求書』の宛名は、「官署支出官 福岡労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- （3） 代表者の記名及び押印については、以下によること。
請求書には代表者役職及び代表者氏名の記載並びに代表者印を押印すること。
押印は、「代表者印」または「社判と代表者の私印」のいずれかを使用すること。
- （4） 当方の支払いは、適法な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- （5） 代金の請求（請求書の提出）は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署に行なうこととし、請求書の記載内容及び方法等を確認すること。

※『請求書』の担当部署

福岡労働局総務部総務課 会計第一係

福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL：092-411-4743

7 その他の注意点

- （1） 障害発生時の窓口は請負者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- （2） 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すこと。
- （3） 落札者は、仕様書等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- （4） 落札者は、自らの専門的見地からの判断および責任のもと契約を履行すること。

8 問合わせ先

福岡労働局総務部 総務課 会計第四係 担当：前田
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号福岡合同庁舎新館5階
TEL 092-411-4747 FAX 092-473-0736

消防用設備の点検及び保守業務委託 仕様書

1. 件名

平成 29 年度福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務の委託

2. 目的

消防法第十七条三の三及び消防法施行規則第三十一条に基づく点検及び保守業務を委託するもの。

3. 対象施設

別添 1「対象官署一覧」のとおり。

4. 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

5. 参加資格

当該入札への参加は「公告」及び「入札心得」に記載されているほか、下記事項に留意すること。

- (1) 平成 28・29・30 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」の「B」、「C」及び「D」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。
- (3) 厚生労働省から取引停止の措置を受けている期間中でない者。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者ではないこと。
- (5) 商法その他の法令の規定に違反した営業を行なった者ではないこと。
- (6) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (7) 平成 29 年 1 月現在で、過去 3 年以内に消防設備保守点検業務の元請としての実績があること。（実績を証明したものを提出すること）
- (8) 配置予定の点検設備士は、消防設備士または消防設備点検資格者の資格を有する者であること。
- (9) 配置予定の点検設備士は、機器障害発生時における当方からの緊急連絡に対し、その官署に 90 分以内で到着できること。
また、緊急時の対応として、年間 365 日を通し 24 時間体制での対応が可能なこと。
- (10) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと（加入義務がないものは除く。）。

6. 一般事項

- (1) 「法定点検」について、点検の基準、期間及び結果報告は「消防法」、「同法施行令」、「同法施

行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

- (2) 「点検及び保守」について、点検の基準、期間及び結果報告は「建築基準法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本仕様書による。
- (3) 本仕様書は委託業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載のない事項であっても、各官署が必要と認めた作業については、落札業者が契約金額の範囲内で実施しなければならない。
- (4) 作業は原則午前8時30分から午後5時15分までの間に行なうこととするが、実施日は各官署庶務課担当者と協議し決定すること。
- (5) 落札者は、各官署の担当者と立ち入り禁止区域や作業場の留意事項について十分な打合せを行うこと。また、必要に応じて、各官署の担当者と打ち合わせを行うこと。
- (6) 対象設備の点検・保守等に必要な器具、器械、消耗品及び官公庁等への届出費用等にかかる一切の費用は、落札業者の負担とする。
- (7) 契約期間中の消防設備の増減については、契約金額の範囲内で対応すること。なお、官署ごとの著しい増減(±50%以上)については別途協議を行うこととする。

7. 定期点検

- (1) 別添2「施設別保守点検設備一覧」に記載されている設備に対し下記の点検等を行うこと。
- (2) 消防法第十七条の三の三に基づく点検業務。
- (3) 技術員を派遣し、消防法施行規則第三十一条に基づく消防庁告示の基準に則り設備の外観点検、機能点検並びに総合点検を行う。但し、総合点検については、外観及び機能点検時に分割して行うこともできる。
- (4) 点検の結果、設備の機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、速やかに施設使用者(担当課長)及び福岡労働局総務課会計第四係(以下「会計第四係」という。)まで連絡すること。
- (5) 定期点検時期は、8月(外観及び機能点検)及び2月(外観、機能点検及び総合点検)の2回とする。
- (6) 落札者は、各官署及び会計第四係に対し、作業日程及び作業員を記した日程表を**作業実施予定日の1週間前までに提出**すること。
なお、警報に係る回線を新設した場合は、点検日等について機器警備会社と調整を必要とする場合があるため、留意すること。
- (7) 上記日程表には、消防設備士又は消防設備点検資格者であることを証する書類の写しを必ず添付すること。
- (8) 点検の結果、設備の機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに現場及び会計第四係に通知し、協議のうえ速やかに補修その他の処置をすること。
- (9) PFOS含有泡消火設備の点検(福岡中央公共職業安定所)については、発泡試験等に替えてサンプリング検査(泡消火液経年変化試験)でよい。但し、「サンプリング検査結果成績書」を添付すること(平成25年度/平成26年2月)。

8. 保守

- (1) 各官署から消防設備が正常に作動しない等の連絡を受けた場合、落札者は早急に技術者を派遣するなど必要な措置をとること。
- (2) 当方より緊急連絡があった場合は、90分以内に現地到着後、一次対応処置の作業を実施し、

その後修理や整備に伴うものは、各部品を調達後、協議のうえ施工する。

連絡の時間に関しては、年間 365 日を通し 24 時間体制とする。

(3) 保守の範囲は以下のとおり。

- ・汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- ・取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- ・ボルト、ねじ等で弛みがある場合の増し締め
- ・次に示す消耗部品の交換又は補充
潤滑油、グリス、充填油等
ランプ類、ヒューズ等
パッキン、ガスケット、Oリング類
精製水
- ・接触部分、回転部分等への注油
- ・軽微な損傷がある部分の補修
- ・塗装(タッチペイント)
- ・その他これらに類する軽微な作業

(4) 保守に用いる消耗品、付属品等は落札者の負担とする。

(5) 不具合・故障等による修繕等は、原則として保守点検契約業者には発注しないものとする。

9. 記録と報告

(1) 保守・点検終了後は、作業が終了した旨と保守・点検結果を各官署の担当者に報告し、後日「保守・点検結果報告書」を**該当官署及び会計第四係**へすみやかに提出すること。

(2) 業務遂行中に異常等を発見した場合は、「保守・点検結果報告書」と共に点検不良箇所一覧表を会計第四係へ提出のこと。

(3) 「保守・点検結果報告書」は点検項目、判断基準(規定値)、結果、判定等の各項目を作成するものとする。

(4) 消防法施行規則第 31 条の 6 に基づき「消防用設備等点検結果報告書」を消防署に対して提出代行すること **(平成 26 年度／平成 27 年 2 月提出)**。

(5) 業務遂行中に異常を発見し、修理等が必要なときは、速やかに該当官署及び会計第四係に連絡すること。

なお、会計第四係には、異常の内容、対処方法等を明記した見積書(宛名は「支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長」とすること)及び異常箇所に係る現状写真(撮影時に、各官署担当者の了解を得ること)を速やかに提出すること。

10. 機密保持及び作業員に関する事項

(1) 作業員には、制服を着用させ氏名を明示させること。

(2) 作業中に知り得た行政情報は部外秘とし、個人情報^の漏洩等が起こらないようにすること。

(4) 落札者は、作業員に対して安全衛生及びその他業務上、必要な事項についての指導及び教育を徹底すること。

(5) 作業中は禁煙とし、節水・節電を心がけ、また、各官署の職員及び来客者の通行に極力支障が生じないよう留意するとともに、機器を操作する際には、十分に安全確認を行い、事故の無いよ

うにすること。

万一、作業中に事故が発生した場合は、事故の大小に関わらず、各官署の担当者に報告するものとし、落札者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、落札者がその責任を負うこと。

11. 施設・設備の使用等に関する事項

作業現場及び使用した施設については、火気に十分注意し、常に整理・整頓を心がけるとともに、作業実施に際し、建築物、設備及び物品等に損害を及ぼすことのないよう十分注意し、万一損害を与えた場合には、直ちに各官署の担当者に報告した上で原状回復すること。なお、原状回復に要した費用は、請負者において負担すること。

12. 質疑及びその回答について

- (1) 本契約内容は文字や文章では表現しづらい部分が多いため、入札の前日までには疑義等を全て解消しておくこと。疑義等は例外なくすべて『質疑回答書』により、下記あてに行うこと。
- (2) 重要な質疑等の回答については、「入札関係書類受領書」を提出した者全てに FAX 等により質疑内容及び回答を通知する。

問い合わせ先

福岡労働局総務部総務課会計第四係 前田

電話 0 9 2 - 4 1 1 - 4 7 4 7 FAX 0 9 2 - 4 7 3 - 0 7 3 6

13. 入札書及び落札者の決定等について

- (1) 本入札は「電子入札システム」により執行する。
- (2) 電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面による申し出の上、紙入札方式で参加することができる。
入札書の提出は、郵送もしくは持参によることとする。
詳細は『入札説明書』等を参照のこと。
- (3) 入札書に記載する金額は、当該仕様書の内容を全て履行するにあたって必要となる諸費用すべてとし、消費税は含まないものとする。
- (4) 入札書に記載された金額が、予定価格の範囲内であり、かつ、最も低額であった者を落札者とする。
- (5) 『入札金額内訳書』に記載する金額は、消費税抜きとする。
- (6) 落札者の決定通知があり次第、『振込口座指定届』を提出すること。
- (7) 落札者の決定通知があり次第、契約業者は各官署との調整打合せを行い、支障なく委託業務が行えるようにすること。

14. 代金の請求及び支払について

- (1) 当方による検査に合格しなければ料金は支払わない。
- (2) 請求書のあて先は「官署支出官福岡労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
なお、ワークプラザ赤坂(福岡障害者職業センター)分に係るあて先は、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構福岡支部 契約担当役 支部長」とすること。
- (3) 代金の請求は、委託業務が全て履行された後、速やかに行うこと。

また、請求区分ごとに請求書を発行し、それぞれに消費税を加算した額を請求するものとする。

(4) 請求書には、各官署の内訳を記載すること。

(5) 当方の支払いは、適法な請求書を受領後 30 日以内に指定された金融機関へ振込むこととする。

15. その他の留意事項

落札者は、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることは出来ない。

	対象施設	住所	電話番号
基準系施設	福岡中央労働基準監督署	福岡市中央区長浜2-1-1	092-761-5605
	大牟田労働基準監督署	大牟田市小浜町24-13	0944-53-3987
	久留米労働基準監督署	久留米市諏訪野町2401	0942-33-7251
	北九州西労働基準監督署 (八幡労働総合庁舎)	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-6550
	北九州東労働基準監督署門司支署	北九州市門司区北川町1-18	093-381-5361
	田川労働基準監督署	田川市中央町4-12	0947-42-0380
	直方労働基準監督署	直方市殿町9-17	0949-22-0544
	行橋労働基準監督署	行橋市中央1-12-35	0930-23-0454
	八女労働基準監督署	八女市稲富132	0943-23-2121
	福岡東労働基準監督署	福岡市東区香椎浜1-3-26	092-661-3770
安定系施設	福岡中央公共職業安定所	福岡市中央区赤坂1-6-19	092-712-8609
	福岡中央公共職業安定所那の川詰所	福岡市南区那の川1-8-14	092-531-4161
	飯塚公共職業安定所	飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609
	大牟田公共職業安定所	大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551
	八幡公共職業安定所 (八幡労働総合庁舎)	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-621-8609
	久留米公共職業安定所	久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609
	久留米公共職業安定所大川出張所	大川市小保614-6	0944-86-8609
	小倉公共職業安定所	北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609
	小倉公共職業安定所門司出張所	北九州市門司区北川町1-18	093-381-8609
	小倉公共職業安定所門司出張所港湾労働課	北九州市門司区東港町6-49	093-321-0064
	直方公共職業安定所	直方市大字頓野3334-5	0949-22-8609
	田川公共職業安定所	田川市弓削田184-1	0947-44-8609
	行橋公共職業安定所	行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609
	行橋公共職業安定所豊前出張所	豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609
	福岡東公共職業安定所	福岡市東区千早6-1-1	092-672-8609
	八女公共職業安定所	八女市馬場514-3	0943-23-6188
	朝倉公共職業安定所	朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609
	福岡南公共職業安定所	春日市春日公園3-2	092-513-8609
	福岡西公共職業安定所	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-881-8609

施設別保守点検設備一覧

件名：(4) 八幡労働総合庁舎

設備名	項目	数量単位	機器点検	総合点検
消火器具	粉末消火器	24本	○	○
	強化液消火器	1本	○	○
P型自動火災報知設備	受信機P型1級 13/15回線	1面	○	○
	差動式スポット型感知器	36個	○	○
	定温式スポット型感知器	6個	○	○
	光電式スポット型煙感知器	30個	○	○
	発信機P型1級	3個	○	○
	電 鈴	3個	○	○
	表示灯	3個	○	○
	常用電源	1式	○	○
	非常電源(予備電源)	1式	○	○
	配線点検	1式	-	○
	防排煙制御設備	連動操作盤 5/5回線	1基	○
煙感知器		12個	○	○
防火扉		6枚	○	○
シャッター		3台	○	○
ダンパー		4台	○	○
たれ壁		18枚	○	○
常用電源		1式	○	○
非常電源		1式	○	○
配線点検		1式	○	○
消火器具<別棟>	粉末消火器	2本	○	○
誘導灯<別棟>	小型	3台	○	○
	配線点検	1式	-	○

施設別保守点検設備一覧

件名：(11) 福岡中央公共職業安定所

設備名	項目	数量単位	機器点検	総合点検	
消火器具	粉末消火器	19本	○	○	
	二酸化炭素消火器5型	1本	○	○	
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1台	○	○	
	制御盤	1面	○	○	
	消火栓(屋内1号)	7基	○	○	
	起動用スイッチ	2個	○	○	
	水源	1組	○	○	
	呼水装置	1式	○	○	
	放水試験	1式	-	○	
	配線点検	1式	-	○	
泡消火設備	泡消化薬剤貯蔵層(操作部共)	1式	○	○	
	加圧送水装置	1式	○	○	
	起動装置(P・T)	1式	○	○	
	呼水装置	1式	○	○	
	泡ヘッド	46個	○	○	
	流水検知装置	1組	○	○	
	圧カスイッチ	1個	○	○	
	感知ヘッド	30個	○	○	
	制御盤	1台	○	○	
	一斉開放弁	1台	○	○	
	手動弁	4台	○	○	
	泡消化薬剤混合装置	1式	○	○	
	常用電源	1式	○	○	
	配線点検	1式	-	○	
	水源	1組	○	○	
	サンプリング検査(泡消化液経年変化試験)	1式	-	○	
	薬剤(ライトウォーター)	40式(L)	-	○	
	音響装置(サイレン)	1個	○	○	
	P型防排煙制御設備	連動操作盤 11/15回線	1基	○	○
		煙感知器	6個	○	○
防火戸		6枚	○	○	
ダンパー手動解除		5台	○	○	
常用電源		1式	○	○	
非常電源(予備電源)		1式	○	○	
配線点検		1式	-	○	

施設別保守点検設備一覧

件名：(11) 福岡中央公共職業安定所

設備名	項目	数量単位	機器点検	総合点検
P型自動火災報知設備	受信機P型1級 10/10回線	1面	○	○
	煙感知器	44個	○	○
	差動式スポット型感知器	60個	○	○
			○	○
	定温式スポット型感知器	11個	○	○
	発信機P型1級	7個	○	○
	電 鈴	7個	○	○
	表示灯	7個	○	○
	消火栓連動装置	1式	○	○
	常用電源 交流電源	1式	○	○
	予備電源 内蔵型蓄電池	1式	○	○
配線点検	1式	-	○	
誘導灯	誘導灯 小・中	16台	○	○
	配線点検	1式	-	○
蓄電池設備	ベント型鉛蓄電池 120Ah(24V)	1組	○	○
P型ガス漏れ火災警報設備	受信機GP型 7/10回線	1台	○	○
	検知器(一般型)	7個	○	○
	警報装置	1個	○	○
	総合作動試験	1式	-	○
	常用電源	1式	○	○
	非常電源	1式	○	○
	配線点検	1式	-	○
自家発電設備	ディーゼルエンジン 200迄	1台	○	○
	制御盤 200迄	1台	○	○
	起動装置 200迄	1台	○	○
	燃料・水タンク・配管 200迄	1式	○	○
	連動試験 200迄	1式	○	○
	配線点検	1式	-	○

施設別保守点検設備一覧

件名 : (17) 小倉公共職業安定所

設備名	項目	数量単位	機器点検	総合点検
消火器具	粉末消火器 (加圧2/蓄圧18)	20本	○	○
	二酸化炭素	3本	○	○
P型自動火災報知設備	受信機P型1級 11/15回線	1面	○	○
	煙感知器	29個	○	○
	差動式スポット型感知器	51個	○	○
	光電式スポット型感知器	2個	○	○
	発信機P型1級	6個	○	○
	電 鈴	6個	○	○
	表示灯	6個	○	○
	常用電源 交流電源	1式	○	○
	予備電源 内蔵型蓄電池	1式	○	○
	配線点検	1式	-	○
	誘導灯	誘導標識	1枚	○
誘導灯 小・中		15台	○	○
配線点検		1式	-	○
P型防排煙制御設備	連動操作盤 8/10回線	1基	○	○
	防火扉	6枚	○	○
	タレ壁	36台	○	○
	ダンパー手動解除	2台	○	○
	配線点検	1式	-	○
P型ガス漏れ火災警報設備	受信機GP型 3/5回線	1台	○	○
	検知器	3個	○	○
	常用電源	1式	○	○
	非常電源	1式	○	○
	配線点検	1式	-	○

契 約 書 (案)

発注者 支出負担行為担当官 福岡労働局総務部長 ** ** 及び独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡障害者職業センター所長 △△ △△ (以下「甲」という。)と、受注者 株式会社××××××× 代表取締役社長 ×× ×× (以下「乙」という。)とは、次に条項により契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 平成29年度福岡労働局各官署における消防用設備の点検及び保守業務の委託について、甲と乙と本契約を締結し、別添『仕様書』等に基づき適正に履行を受けるものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、×××, ×××円 (内消費税××, ×××円) とする。

2 契約金額の内訳は、別添『内訳書』のとおりとする。

3 当該契約完了に要するすべての費用は、乙の負担とする。

(契約保証金)

第3条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(契約内容)

第4条 委託内容はすべて『仕様書』のとおりとし、契約期間、業務実施場所及び検査場所は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------|---|
| 一 契約期間 | 平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。 |
| 二 業務実施場所 | 別添『仕様書』のとおりとする。 |
| 三 検査場所 | 前号に同じ。 |
| 四 委託業務 | イ 乙は消防用設備の機能保全のため、消防法第17条の3の3による点検業務を行うものとする。但し、消防用ホースの耐圧性能点検及び連結送水管の耐圧性能点検は本契約に含まないものとする。
ロ 乙は委託業務について、技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の6に基づく消防庁告示の基準に則り、本設備の機器点検並びに総合点検を行うものとし、その点検時期及び内容は別添『仕様書』のとおりとする。
ハ 乙は点検の結果、本設備の機能に支障をきたす事項があると判断した場合は、直ちに甲に通知し、甲・乙協議のうえ速やかに補修その他の処置をする。
ニ 甲は乙の行う点検に立会い、点検完了時には認証を行うものとする。
ホ 本設備の維持管理に関する責任は甲に帰属するものとし、機能に影響を及ぼす恐れのある事態が発生した場合は、甲は直ちに乙に通知し、甲・乙協議のうえ補修、その他の処置をする。 |

(検査)

第5条 乙は、履行が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、通知を受けた日から10日以内に検査を完了し、乙に合否を通知することとする。

3 検査のために必要な人夫及び費用は、すべて乙において負担すること。

4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに検査に合格するように当履行すること。もし履行しないときは、甲において行う。この場合においては乙はこの費用及びこれに伴う損害をすべて負担すること。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、代金の支払を請求することができる。なお、代金の請求は、委託業務が全て履行された後に別添『請求区分別内訳書』に記載する各請求区分毎に行うこと。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払わなければならない。
- 3 甲が、約定期間内に契約金額の支払いが完了しない場合は、期限到来の日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、年2.8%の割合で計算した額の遅延利息を併せて支払わなければならない。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。
- 4 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（部分払）

第7条 乙は、第5条第2項に規定された検査に合格したものの一部を、別紙『内訳書』に記載された請求区分別に部分払を請求することができる。

（危険負担）

第8条 当該調達品目等の給付が、甲又は乙の責に帰さない事由により、滅失又は毀損した場合の危険は、第5条第2項に規定する検査完了までは乙が負担し、検査完了後は甲が負担するものとする。

（瑕疵担保）

第9条 当該調達品目等の所有権異動等のあと1年以内にその品目に隠れた瑕疵又は指定に適合していないものを発見したときは、乙は甲の指示に従って品目の取替もしくは、瑕疵の解消又は、甲において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。

（検査の遅延）

第10条 甲がその責に帰すべき事由により、第5条第2項の期間内に検査をしないとき、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、この遅延期間が約定期間を超える場合には、超える日数に応じ第6条第3項に規定する遅延利息を乙に支払わなければならない。

（納入期限の遅延）

第11条 甲は、乙が別添『仕様書』等に定める期限内に委託内容を履行しない場合において、遅滞料を徴し延期を許可することができる。遅滞料はその期限の翌日より起算し、遅滞1日ごとにその代金の5パーセントに相当する金額とする。

- 2 乙は天災地変その他正当な理由により第4条の期限内に委託内容が履行できない場合は、期限内にその理由を記して甲に延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を正当と認めたときはこれを許可し、前項の遅滞料を免除することができる。

（損害賠償責任）

第12条 乙は、この契約の履行にあたり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙の責任において、その損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、契約を解除した場合において、損害を被ったときは、乙に対し、その損害を請求することができるものとする。
- 3 甲は、乙が行う作業によって事故等が生じた場合においては、損害賠償の責を負わない。
- 4 乙は、事情変更の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。
- 5 前各号以外の損害賠償の責任については、甲乙協議して定めるものとする。

（解除）

第13条 甲は、本契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 別添『仕様書』等に定める期限内に委託内容の履行が完了しないとき。
- 二 第5条第2項の検査に合格しないとき。
- 三 乙が完全に本契約を履行する見込がないと認めたとき。
- 四 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると認めたとき。
- 五 甲が行う検査監督に際し、乙又は代理人、使用人等が係員の職務執行を妨げ、もしくは詐欺その他の不正行為を行ったとき。

（解除に係る違約金）

第14条 乙は、前条第1項の規定により本契約が解除となった場合は、違約金として契約金額の

100分の10に相当する金額を甲に納入すること。又、甲に損害を及ぼしたときは、乙は、甲が算定する損害額を賠償しなければならない。

- 2 甲は、前項の違約金の徴収にあたり、その理由が天災地変その他正当事由に基づくものと認められたときは、これを免除することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 五 当該刑の確定において乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- 六 乙が甲に対し、独占禁止法等に接触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が第12条及び第14条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 2 前項により計算した遅延利息が100円未満の場合は、これを支払うことを要さないものとし、当該計算額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(再委託)

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りで

ない。

- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - 三 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（属性要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても

該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、請負人等又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（秘密の保持）

第26条 乙は、この委託業務の処理において知り得た秘密については、他に漏らし、または目的利用してはならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第27条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争等の解決方法）

第28条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の証として、本証書3通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 ** ** (印)

甲 北九州市八幡西区穴生3丁目5番1号
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
福岡支部
契約担当役 支部長 △△ △△ (印)

乙

(印)

様式 1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名 印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
福岡労働局総務部長 殿

名称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第20条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

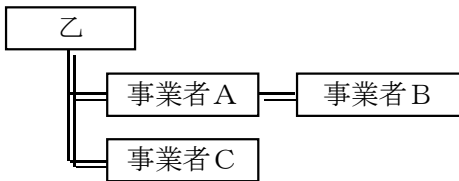
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



消防設備保守点検請求区分別内訳書

委託期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

請求区分	請 求 先	官 署 の 内 訳	所 在 地	金 額	備 考	
A	福岡労働局	1	福岡中央労働基準監督署	福岡県福岡市中央区長浜2-1-1	**,***円	
		2	大牟田労働基準監督署	福岡県大牟田市小浜町2-4-1	**,***円	
		3	久留米労働基準監督署	久留米市諏訪野町2401	**,***円	
		4	八幡労働総合庁舎	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	**,***円	
		5	北九州東労働基準監督署門司支署	北九州市門司区北川町1-18	**,***円	
		6	田川労働基準監督署	田川市中央町4-12	**,***円	
		7	直方労働基準監督署	直方市殿町9-17	**,***円	
		8	行橋労働基準監督署	行橋市中央1-12-35	**,***円	
		9	八女労働基準監督署	福岡県八女市大字稲富132	**,***円	
		10	福岡東労働基準監督署	福岡県福岡市東区香椎浜1-3-26	**,***円	
			小 計		**,***円	
			消 費 税		**,***円	
			合 計		**,***円	
B	福岡労働局	1	福岡中央公共職業安定所那の川詰所	福岡市南区那の川1-8-14	**,***円	
		2	飯塚公共職業安定所	飯塚市芳雄町12-1	**,***円	
		3	大牟田公共職業安定所	福岡県大牟田市大正町6-2-3	**,***円	
		4	久留米公共職業安定所	福岡県久留米市諏訪野町大字諏訪野前2401	**,***円	
		5	久留米公共職業安定所大川出張所	大川市小保614-6	**,***円	
		6	小倉公共職業安定所	北九州市小倉北区萩崎町1-11	**,***円	
		7	小倉公共職業安定所 門司出張所	福岡県北九州市門司区北川町1-18	**,***円	
		8	小倉公共職業安定所門司出張所港湾労働課	北九州市門司区東港町6-49	**,***円	
		9	直方公共職業安定所	直方市大字頓野3334-5	**,***円	
		10	田川公共職業安定所	福岡県田川市弓削田184-1	**,***円	
		11	行橋公共職業安定所	福岡県行橋市西宮市5丁目2番47号	**,***円	
		12	行橋公共職業安定所 豊前出張所	福岡県豊前市大字八屋322-70	**,***円	
		13	福岡東公共職業安定所	福岡県福岡市東区千早6丁目1-1	**,***円	
		14	八女公共職業安定所	福岡県八女市大字馬場字水洗514-3	**,***円	
		15	朝倉公共職業安定所	朝倉市菩提寺480-3	**,***円	
		16	福岡南公共職業安定所	福岡県春日市春日公園3-2	**,***円	
		17	福岡西公共職業安定所	福岡県福岡市西区姪浜駅南3丁目8番10号	**,***円	
			小 計		**,***円	
	消 費 税		**,***円			
	合 計		**,***円			
C	福岡労働局 (負担率 78%)	18	ワークプラザ赤坂 (福岡中央公共職業安定所)	福岡市中央区赤坂1-16-19	**,***円	福岡中央公共職業安定所経費84,000円に「平成28年度経費分担区分表」の欄位比78%を乗じた金額
			小 計		**,***円	
			消 費 税		**,***円	
			合 計		**,***円	
D	独立行政法人 高齢・障害者雇用 支援機構 福岡支部 (負担率 22%)	20	ワークプラザ赤坂 (福岡障害者職業センター)	福岡市中央区赤坂1-16-19	**,***円	福岡中央公共職業安定所経費84,000円に「平成28年度経費分担区分表」の欄位比22%を乗じた金額
			小 計		**,***円	
			消 費 税		**,***円	
			合 計		**,***円	
合 計 (消費税抜き)				**,***円		
合 計 (消費税込み)				**,***円		